

～コロナとつきあいながらの観光振興～

滋賀県における 「安全安心な観光」に向けた 対策手引き【概要】

滋賀県

1. はじめに

・『滋賀県における「安全安心な観光」に向けた対策手引き』は、観光客が県内旅行や県内観光に対して感じる不安を払拭し「滋賀らしい観光」を楽しんでもらうため、コロナとつきあいながらの観光振興という観点から、観光関連事業者、観光客、行政・観光関係団体等におけるコロナへの対応や対策の参考としていただくものとして作成したものである。

・本手引きは「コロナとのつきあい方滋賀プラン」を踏まえたものであるが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況等により、適宜、見直しを実施していくこととする。

2. 「滋賀らしい観光」を目指して

・コロナ禍を踏まえ、観光事業審議会等において『「健康しが」ツーリズムビジョン2022』の一年前倒し改定の議論を行うなかで、「滋賀らしい観光」とは何か、ポストコロナを見据えた「滋賀らしいニューツーリズム」のあるべき姿は何かを議論していくこととしている。

【ニューツーリズムの要素（例）】

- ・ゆっくり滋賀に滞在していただきながら、暮らしの中にある営みを共有したり、人と人との交流を大事にする。
- ・開放空間で楽しむアクティビティ、静謐な空間を感じられる歴史的建造物や街並み、近江牛、茶、地酒などの観光資源に恵まれている。
- ・観光に関わるもの全てが「利他の心」で「観光三方よし」の理念の実現に向けて「滋賀らしいニューツーリズム」を展開する。

3. 「安全安心な観光三方よし」の実践

・「滋賀らしいニューツーリズム」を安心して楽しんでいただくために、「安全安心な観光三方よし」（「安全に迎えてよし」、「安全に訪れてよし」、「安全な地域よし」）を実践していく。

・そのため、観光関連事業者は三つの「密」の防止や施設・事業所の感染防止対策を徹底するとともに、観光客の皆様にも「新しい旅のエチケット」を実践していただき、感染リスクを避けながら安全に旅行をしていただく。

・また、行政や観光関連団体等は連携を強化し、県民の皆様にも安心して観光客をおもてなししていただけるように、観光業における感染防止対策を推進し、「安全安心で滋賀らしい観光」を進めていく。

「安全安心な観光三方よし」とは

- ✓ 旅行者の体温測定、健康チェック
- ✓ 三つの「密」の防止
- ✓ 施設・事業所の感染防止対策の徹底
- ✓ ガイドラインに沿った業種ごとの対策
- ✓ 「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ✓ 「もしサボ滋賀」の導入

「安全に迎えて」
よし



【観光関連事業者】

- ✓ 「新しい旅のエチケット」の実践
- ✓ 旅先の状況確認、忘れずに
- ✓ スケジュールは、ゆったりのんびり、余裕をもって
- ✓ すいた時間・場所を選んで安心観光
- ✓ 感染リスクを避けて安全に旅行
- ✓ 旅行中に発熱等の症状が出た時はすぐに相談

「安全に訪れて」
よし



【観光客】

「安全な地域」
よし



【行政・団体・県民等】

安全安心で
滋賀らし
い観光のために

- ✓ 「観光三方よし」の理念によりおもてなし
- ✓ 観光業における感染防止対策を推進する
- ✓ 観光関係団体の連携を強化し対応
- ✓ 裾野の広い総合産業の観光業を振興

4. 「安全安心な観光」に向けた対策の手引き構成

- (1) 観光客に発熱等の症状が出た場合の対応
- (2) 観光関連事業者の感染拡大防止対策について
- (3) 旅行者向けの「新しい旅のエチケット」の普及・啓発
- (4) 各主体の役割について

(1) 観光客に発熱等の症状が出た場合の対応

①一般旅行者への対応

- ・観光客が県内を旅行中に発熱等の症状が出た場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談していただく。

②修学旅行への対応

- ・生徒が県内を修学旅行中に発熱等の症状が出た場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談していただく。
- ・(公社)びわこビジターズビューローにおいて、修学旅行を検討する旅行業者や学校等からの相談に対応する。

③外国人旅行者への対応

- ・外国人旅行者が県内を旅行中に発熱等の症状が出た場合には、観光庁の「外国人旅行者向けコールセンター」へ相談していただく。

受診に関する相談（帰国者・接触者相談センター）

	県相談窓口（草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所）	大津市保健所（大津市にお住まいの方）
受付時間	毎日・24時間	毎日・24時間
電話	077-528-3621	077-526-5411（8:40～20:00） 080-2409-1856（20:00～翌8:40）
F A X	077-528-4865	077-525-6161
E-Mail	s-support@office.email.ne.jp	otsu1443@city.otsu.lg.jp

- ・聴覚に障害のある方をはじめ電話での相談が難しい場合は、「FAX相談用紙」を利用いただくなどし、メールおよびFAXでお問い合わせください。

各相談窓口について

修学旅行に関する相談窓口

- (公社) びわこビジターズビューロー 担当：国内誘客部
・電話：077-511-1532 (平日 午前9時～午後5時)

外国人旅行者向けコールセンター（観光庁）

- ・電話：050-3816-2787 (毎日24時間対応)
- ・対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語
- ・対応範囲：緊急時案内（病気・事故等）、災害時案内、一般観光案内

(2) 観光関連事業者の感染拡大防止対策について①

①観光関連事業者における感染拡大予防対策

- ・観光客に安全安心で滋賀らしい観光を楽しんでいただくため、観光関連事業者は「事業者におけるコロナウイルス感染拡大予防対策（案）」を参考に共通した感染予防対策を自主的・積極的に実施していただく。
- ・観光関連事業者においてイベントを主催する際には、「イベントにおける新型コロナウイルス感染予防対策（例）」を参考に、イベントにおける感染予防対策を実施する。
- ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合は、滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへ相談をしていただく。

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

電話番号：077-528-1344 (平日9:00～17:00)

(2) 観光関連事業者の感染拡大防止対策について②

②業種ごとの形態（ガイドライン）に合わせた感染予防対策

・観光関連事業者は、各業界団体が主体となり業種ごとに作成するガイドライン等を参考に業種に応じた感染予防対策を実施していただく。

③新型コロナウイルス感染拡大防止システム『もしサポ滋賀』の活用

・新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、県内の施設等の利用者の把握と、必要な人に情報を速やかに伝えるためのLINE公式アカウント『もしサポ滋賀』を積極的に活用していただく。

④「感染予防対策実施宣言書」の掲示等

・業種別感染拡大予防ガイドライン等を遵守して感染予防対策を実施している事業所に対し、「感染予防対策実施宣言書」の掲示を推奨する。

新型コロナウイルス感染拡大防止システム『もしサポ滋賀』

皆様が訪れた施設やイベント会場を利用していた方に新型コロナウイルスの感染が確認され、**滋賀県が不特定の方への感染の恐れが高いと判断した場合**、LINEメッセージで、感染拡大防止に向けたお願いなどをご案内します。

- ① QRコードをスマートフォンで読み取り、施設等の訪問を登録



- ② 必要に応じて、対象者にLINEメッセージでお知らせ



LINE公式アカウント
滋賀県-新型コロナ対策パーソナルサポート

もしもの時のサポートシステム
『もしサポ滋賀』

この施設、店舗の利用者やイベント等参加者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染の恐れが高いと判断した場合、LINEメッセージで、その情報をお知らせし、感染拡大防止に向けたお願いなどをご案内します。

施設、店舗名
こちらを読み取ってください

QRコードを読み取り

県からお知らせ

スマートフォンでQRコードを読み取ってください。
(例)
① LINEアプリの「ホーム」画面右上のボタンを押す
② 「友だち追加」画面の『QRコード』ボタンを押す

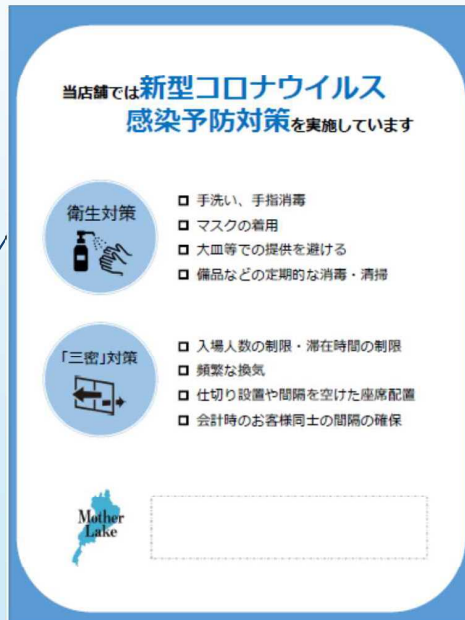
必要に応じて対象者にお知らせのメッセージを配信します。

【お知らせ】※イメージ
新型コロナウイルスの感染が判明した方が、あなたが登録した施設を利用または、イベントに参加してしまいました。
...
下記窓口までお問合せください。
...

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

施設・事業所における感染防止対策の徹底

- 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底と「感染予防対策実施宣言書」の掲示



感染予防対策実施宣言書
(滋賀県ホームページからダウンロードできます。)

(3) 旅行者向けの「新しい旅のエチケット」 の普及・啓発

- 観光庁において、観光関連事業者による旅行者視点で感染防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」が公表された。
- 観光客の皆さまにも感染リスクを避けながら安全に旅行をしていただくため、普及・啓発に努める。

「新しい旅のエチケット」の概要

- 旅行時における感染防止のための基本的な留意事項に加え、旅行の各場面（移動、食事、宿泊、観光施設、ショッピング）ごとの留意事項を掲載。

【例】



(4) 各主体の役割について

- ・滋賀県における「安全安心な観光」を推進していくため、各主体に担っていただきたい役割

①県

- ・手引きの普及啓発
- ・各団体、事業者の連携促進 等

④観光関連事業者

- ・感染拡大予防対策の実践
- ・観光客や従業員の感染時の対応 等

②市町

- ・地域の実情に応じて手引きを参考に対応・対策 等

⑤市町観光協会・観光関連団体

- ・市町と連携して手引きを参考に対応・対策 等

③びわこビジターズビューロー

- ・各団体と連携して手引きを参考に対応・対策
- ・修学旅行の相談窓口 等

⑥県民

- ・感染リスクを避けながら旅行
- ・「観光三方よし」の理念でお迎え 等